平成２５年（フ）第２５３５号
札幌市厚別区厚別中央５条２丁目４番30―203号
債務者　岩谷美和子
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５４１号
北海道千歳市住吉４丁目７番１号　エバーホープＡ201号
債務者　今村　　仁
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２８号
札幌市豊平区平岸１条８丁目４番８―203号
債務者　山本　一雄
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３８号
札幌市北区百合が原６丁目２番35―102号
債務者　伊藤　裕美
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５５号
札幌市東区北37条東12丁目１番10号　コーポ三栄２階７号
債務者　窪田　義明
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６３号
北海道石狩市花川南３条１丁目71番地
債務者　清野　武男
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７６号
札幌市豊平区中の島１条６丁目３番31―302号
債務者　澤口　広樹
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８９号
札幌市東区北11条東11丁目３番５―305号
債務者　高木　悠香
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９４号
札幌市東区北24条東17丁目２番24号　元町シャトル101号
債務者　岡田　絹代
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１００号
札幌市豊平区中の島１条１丁目５番１―913号
債務者　大澤　　功
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０２号
北海道石狩市花川南５条５丁目67番地　フラワーリバーⅡ204号
債務者　美馬　　勇
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０５号
札幌市南区南沢４条３丁目８番48号　南の沢マンション302号
債務者　柳澤　　勝
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０６号
札幌市南区南沢４条３丁目８番48号　南の沢マンション302号
債務者　柳澤　真樹（旧姓桑原）
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２７号
北海道石狩市花川南10条３丁目63番地２
債務者　中鉢　護雄
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３１号
札幌市中央区南16条西10丁目３番33号　コーポラス16―303号
債務者　熱田　幸子
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４７号
札幌市中央区南20条西７丁目３番10号　20条Ｐハイツ106号
債務者　佐藤　啓一
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９２号
札幌市中央区南11条西８丁目４番13号　寿ハイツ202号
債務者　佐藤千代子
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部